

# 岐阜県公報

第二千四百八十五号  
平成二十五年十月四日

(金曜日)

## 目次

### 告示

保安林に指定する予定である旨の通知  
道路の供用開始  
(治山課) 六五一  
(道路維持課) 六五四

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数	(選挙管理委員会)	六五四
設立届が提出された政治団体の名称等の公表	(同)	六五五
政治団体の異動事項の公表	(同)	六五六
解散届が提出された政治団体の名称等の公表	(同)	六五六
指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表	(同)	六五七
資金管理団体の異動事項の公表	(同)	六五七
指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表	(同)	六五八
施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称の変更	(同)	六五八

### 公示

特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	六五八
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業流通課)	六五八
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(同)	六六三
宅地建物取引業者の事務所不確知	(建築指導課)	六六三
土地改良区役員の内任及び就任	(可茂農林事務所)	六六三

## 告示

岐阜県告示第四百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十月四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
大垣市上石津町打上字暮ヶ谷九〇二、九〇四、九〇五、九一六の一
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定実施要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市神坂字霧ヶ原三八三四の二、三八三四の一〇

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市駒場字大平一五八六の一、一五八八の一、一五九〇の一、一六一七の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

瑞浪市明世町山野内字大狭間一の一、一の一、二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市串原字中山三九一四の六六から三九一四の七〇まで、字上大平三九六九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市串原字大竹六六四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市白鳥町二日町字上ノ山二四九二の一八から二四九二の二三まで、一四九三の一、一四九三の二、一四九四の一、一四九四の三、一四九五から一四九七まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
一般国道	二百五十六号	郡上市八幡町安久田字六洞二 三二九番三二地先地内	三・三	平成 二五・一〇・四	平成 二五・一・六

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項

の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十五年十月四日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

- 平成25年9月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,677,504人
- 総数の50分の1の数 33,551人
- 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 309,688人
- 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	334,166	111,389
大垣市	145,269	48,423
高山市	75,983	25,328
多治見市	93,246	31,082
関市	73,640	24,547
中津市	66,839	22,280

美濃市	18,589	6,197
瑞浪市	31,856	10,619
羽島市	54,299	18,100
恵那市	44,063	14,688
美濃加茂市	40,315	13,439
土岐市	49,455	16,485
各務原市	117,945	39,315
可児市	93,114	31,038
山県市	23,855	7,952
瑞穂市	39,770	13,257
飛騨市	22,021	7,341
本巣市	42,368	14,123
郡上市	37,085	12,362
下呂市	29,557	9,853

海津市	30,832	10,278
羽島郡	36,776	12,259
養老郡	25,792	8,598
不破郡	29,137	9,713
安八郡	19,703	6,568
揖斐郡	57,908	19,303
加茂郡	43,921	14,641

岐阜県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり通知する。

平成二十五年十月四日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
伊藤まことを育てる会	伊藤 誠	丹羽 春和	海津市南濃町松山1844
海津市を考える会	野崎 勉	野崎 勉	海津市南濃町志津540 5

健康会	河野春男	河野春男	各務原市蘇原野口町2 8
生和政経研究会	大野一生	伊藤寛啓	岐阜市上川手647

岐阜県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政界団体の届出事項の異動届が提出されたので、同条第二十条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり修正する。

平成二十五年十月四日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 幸

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
自由民主党岐阜県 県司法書士支部	代 表 者	谷 口 佳 久	山 口 八 郎
	会 計 責 任 者	小 川 貴 彦	谷 口 佳 久
民主党岐阜県総 支部連合会	代 表 者	小見山 幸 治	柴 橋 正 直
	会 計 責 任 者	伊 藤 正 博	渡 辺 嘉 山
稲羽森しん後援 会	会 計 責 任 者	森 三 枝 子	左 高 政 義
江崎達己後援会	代 表 者	江 崎 攻	吉 田 晴 紀
勝しげゆき後援 会	代 表 者	中 島 利 雄	勝 邦 好
岐阜県地域経済 研究会	会 計 責 任 者	横 井 肇	左 高 政 義
燎燦会	公 職 の 種 類	参議院議員	衆議院議員
新世紀政治研究 会	会 計 責 任 者	丸 山 慎 一	堀 清 志

政治団体の名称	代 表 者	
	会 計 責 任 者	公 職 の 種 類
日本司法書士政 治連盟岐阜会	谷 口 佳 久	山 口 八 郎
濃飛政治経済研 究会	小 川 貴 彦	参議院議員
ひらかれた羽鳥 をつくる会	羽島市舟橋町3 35	羽島市竹鼻町丸の内 3 2 1
藤井孝男後援会 連合会	衆議院議員	参議院議員
道下かずしげ後 援会	主たる事務所の 所在地	本巣市根尾門脇145
宮嶋三郎後援会	代 表 者	野 田 善 哉
森しん支持する 会	会 計 責 任 者	左 高 政 義
吉田りえ後援会	主たる事務所の 所在地	岐阜市美江寺町2 3
れんげ会	公 職 の 種 類	参議院議員

岐阜県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政界団体の届出事項が提出されたので、同条第二十條の規定により、その改正事項を次のとおり修正する。

平成二十五年十月四日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
日本未来の党岐阜県総支部連合会	橋本 勉	松田 光世	大垣市林町5 23	平成24年12月31日	政党の支部	日本未来の党	一以上市町村区域等
日本未来の党岐阜県第2区総支部	橋本 勉	松田 光世	大垣市林町5 23	平成25年2月1日	政党の支部	日本未来の党	一以上市町村区域等
キラキラクラブ	田中 巧	長沼 佳恵	関市桜ヶ丘3 2 12	平成25年3月31日			
坂口ひろしを育てる会	成瀬 武利	河瀬 義照	揖斐郡池田町片山1374 1	平成25年8月5日			
塚本よしひさ後援会	塚本 芳久	柳 恵美子	土岐市駄知町2014	平成24年12月1日			
橋本へん維新の会	橋本 勉	松田 光世	揖斐郡揖斐川町三輪952	平成25年6月1日			
橋本勉後援会	戸谷 至憲	松田 光世	大垣市林町5 23	平成25年2月1日			
武芸川町武藤ようじ後援会	杉本 富夫	杉下 忠男	関市武芸川町平882 2	平成25年8月28日			

岐阜県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十五年十月四日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
大野 一生	岐阜市議会議員	生和政経研究会	岐阜市上川手64	大野 一生

岐阜県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十五年十月四日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
木全 幹典	ひらかれた羽島をつくる会	主たる事務所所在地	羽島市舟橋町3 35 1	羽島市竹鼻町丸の内3 2 1
吉田 里江	吉田りえ後援会	主たる事務所所在地	岐阜市美江寺町2 3	岐阜市神田町6 3

岐阜県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十五年十月四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員
届出	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員
届出	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員
届出	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員
届出	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員

岐阜県選挙管理委員会告示第九十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変更の報告があったので、その届出とする。

平成二十五年十月四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

名称の変更

変更後	介護老人保健施設中津川ナーシングケア	変更前	医療法人光和会 老人保健施設中津川ナーシングケア
-----	--------------------	-----	--------------------------

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年九月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふ要約筆記かがり火
- 三 代表者の氏名 海老名 祥夫
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞穂市穂積一六一番地三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県内の聴覚障害者の聞こえの権利保障及び社会参加の促進並びに要約筆記の普及に関する事業を行い、聴覚障害者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年十月四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出する必要がある。

平成二十五年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年九月十三日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

アピタ岐阜店

岐阜市加納神明町六丁目一番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) ユニーグループ・ホールディングス株式会社 代表取締役 前村哲路

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社(ユニーグループ・ホールディングス株式会社) 代表

取締役 前村哲路 外二五者

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男 外二五者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年十月四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年九月十三日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

アクアウォーク大垣

大垣市林町六丁目八〇番二一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) ユニーグループ・ホールディングス株式会社 代表取締役 前村哲路

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社(ユニーグループ・ホールディングス株式会社) 代表

取締役 前村哲路 外六六者

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男 外六〇者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年十月四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び飛騨振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年九月十三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社国府町開発

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

アピタ飛騨高山店

高山市国府町金桶地内 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) ユニークグループ・ホールディングス株式会社 代表取締役 前村哲路

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社(ユニークグループ・ホールディングス株式会社) 代表

取締役 前村哲路 外一六者

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男 外一者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年十月四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局同恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年九月十三日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

アピタ中津川店

中津川市中津川字直路一四二四番地の一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) ユニークグループ・ホールディングス株式会社 代表取締役 前村哲路

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社(ユニークグループ・ホールディングス株式会社) 代表

取締役 前村哲路 外二五者

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男 外二四者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年十月四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年九月十三日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

アピタ美濃加茂店

美濃加茂市野笹町二丁目字紙屋上四一六番 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) ユニークグループ・ホールディングス株式会社 代表取締役 前村哲路

(変更後) ユニーク株式会社 代表取締役 佐古則男

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ユニーク株式会社(ユニークグループ・ホールディングス株式会社) 代表

取締役 前村哲路 外二〇者

(変更後) ユニーク株式会社 代表取締役 佐古則男 外一九者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年十月四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年九月十三日

二 届出者の氏名又は名称

日本毛織株式会社

三 建物の名称及び所在地

アピタ各務原店

各務原市鷺沼各務原町八 七 一

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 日本毛織株式会社 代表取締役 降井利光

(変更後) 日本毛織株式会社 代表取締役 佐藤光由

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ユニーク株式会社(ユニークグループ・ホールディングス株式会社) 代表

取締役 前村哲路 外一九者

(変更後) ユニーク株式会社 代表取締役 佐古則男 外一八者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年十月四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年九月十三日

二 届出者の氏名又は名称

ユニーク株式会社

三 建物の名称及び所在地

アピタ北方店

本巢郡北方町平成二丁目三番地 外  
四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名  
(変更前) ユニークグループ・ホールディングス株式会社 代表取締役 前村哲路  
(変更後) ユニーク株式会社 代表取締役 佐古則男  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ユニーク株式会社(ユニークグループ・ホールディングス株式会社) 代表取締役 前村哲路 外二一者  
(変更後) ユニーク株式会社 代表取締役 佐古則男 外一九者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年十月四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年九月十三日

二 届出者の氏名又は名称

ユニーク株式会社

三 建物の名称及び所在地

ラスバ御嵩 Aゾーン

可児郡御嵩町上恵土字西畑一〇五二番地一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名  
(変更前) ユニークグループ・ホールディングス株式会社 代表取締役 前村哲路  
(変更後) ユニーク株式会社 代表取締役 佐古則男  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ユニーク株式会社(ユニークグループ・ホールディングス株式会社) 代表取締役 前村哲路 外三七者  
(変更後) ユニーク株式会社 代表取締役 佐古則男 外三五者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年十月四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び飛騨振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年九月二十四日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社国府町開発

ユニーク株式会社

三 建物の名称及び所在地

アピタ飛騨高山店

高山市国府町金桶地内 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 一、一〇四台

(変更後) 九七〇台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 一九箇所

(変更後) 一六箇所

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年十月四日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) 可児中恵土複合商業施設

可児市中恵土字助太郎三三七一 一七七 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年十月四日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) スーパー三心可児店

可児市土田字往還北二五四六番二七 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

宅地建物取引業者の事務所不確知

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地が確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり公示する。

なお、この公示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十五年十月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 商号又は名称 有限会社大信住宅

二 事務所所在地 高山市名田町六丁目一九番地

三 代表者氏名 代表取締役 堀内 常平

四 免許証番号 岐阜県知事(四)第三八〇〇号

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年十月四日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

美濃加茂市木曾川右岸用水地区改良	平成 二五・九・九	年月日	退任	役名	氏名	住所
理事	鈴木	義巳	美濃加茂市下米田町西脇四三三番地	同	同	同
同	稲垣	克巳	美濃加茂市西町 三丁目七五番地	同	同	同
同	豊吉	哲郎	美濃加茂市太田本町四丁目一〇番七号	同	同	同
同	渡邊	浩司	美濃加茂市川合町二丁目九番三二号	同	同	同
同	渡邊	俊彦	美濃加茂市本郷町六丁目四番一五号	同	同	同
同	松田	好道	美濃加茂市山之上町 三五四八番地	同	同	同
同	小藤	重伸	同 一一六九番地三	同	同	同
同	井戸	勇	美濃加茂市蜂屋町下蜂屋一〇三三番地二	同	同	同
同	日江	洋二	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋三〇二九番地一	同	同	同
同	高井	義次	美濃加茂市加茂野町鷹之巣八七六番地	同	同	同
同	杉山	庄八	美濃加茂市下米田町則光三九三番地	同	同	同
同	木村	透	美濃加茂市加茂野町木野一〇九七番地	同	同	同
同	池田	愛彦	美濃加茂市伊深町 九三七番地一	同	同	同
同	高井	一巳	美濃加茂市加茂野町鷹之巣八三三番地	同	同	同
同	木村	慶男	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋八六六番地	同	同	同
同	小川	達夫	美濃加茂市下米田町山本一九八番地	同	同	同

就任した役員

美濃加茂市木曾川右岸用水地区改良	平成 二五・九・二〇	年月日	就任	役名	氏名	住所
理事	藤井	浩人	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋四五二七番地	同	同	同
同	渡邊	俊彦	美濃加茂市本郷町六丁目四番一五号	同	同	同
同	清水	幸夫	美濃加茂市太田町 二八九一番地	同	同	同
同	山田	康彦	美濃加茂市西町 四丁目五〇番地	同	同	同
同	渡邊	浩司	美濃加茂市川合町二丁目九番三二号	同	同	同

同	松田	好道	美濃加茂市山之上町 三五四八番地
同	小藤	重伸	同 一一六九番地三
同	井戸	勇	美濃加茂市蜂屋町下蜂屋一〇三三番地二
同	日江	洋二	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋三〇二九番地一
同	間宮	正	美濃加茂市加茂野町稲辺一六三番地一の三
同	織部	優	美濃加茂市加茂野町今泉一〇五九番地
同	杉山	庄八	美濃加茂市下米田町則光三九三番地
同	加納	正俊	美濃加茂市下米田町西脇二二〇七番地
同	井上	正秋	美濃加茂市伊深町 二五四二番地
同	日江	康隆	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋二九〇〇番地五
同	河村	一成	美濃加茂市下米田町西脇四〇一番地一
同	木村	重雄	美濃加茂市加茂野町木野一〇二三番地

平成二十五年十月四日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社